

# 家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738

枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

電話 01634-2-2106

FAX 01634-2-4340

## 《 もくじ 》

- 高病原性鳥インフルエンザについて… 1
- 口蹄疫について …………… 2
- 豚熱・アフリカ豚熱について………… 3
- 海外からの畜産物の日本への持ち込み  
について …………… 3
- 定期報告の提出について …………… 4
- 飼養衛生管理基準について …………… 4
- 死亡牛のBSE検査について …………… 5
- 令和4年次 監視伝染病発生状況…… 6
- 令和4年度 家畜伝染病予防法第5条  
に基づく検査実績 …………… 7
- 第70回 家畜保健衛生業績発表会の  
報告 …………… 7
- 畜肉や生乳への残留事故防止につい  
て …………… 8
- 職員体制と緊急連絡先 …………… 8

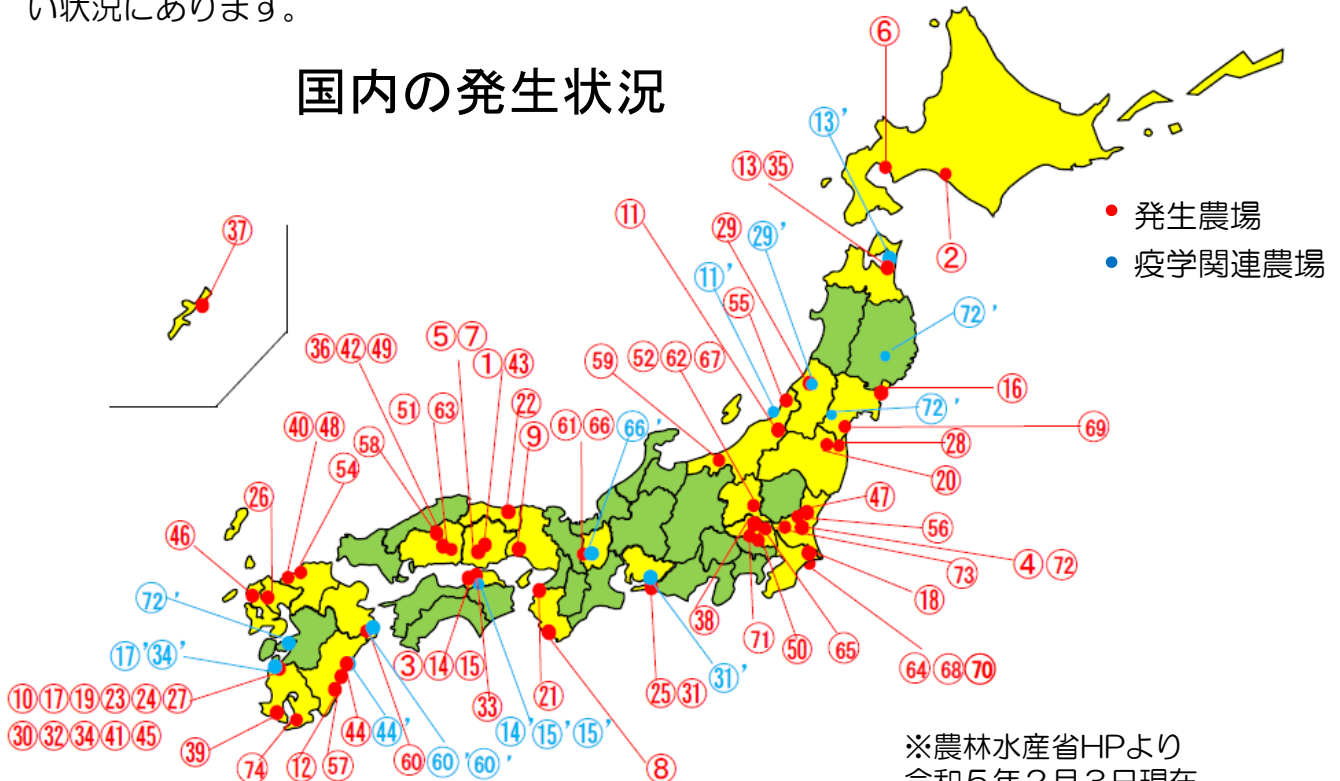


## 高病原性鳥インフルエンザについて

令和5年2月3日現在、日本国内の家きん飼養農場で今シーズン74例の発生が確認され（図参照）、内2例は北海道で発生しました（②厚真町、⑥伊達市）。

また、管内含む道内ではオジロワシやハシブトガラス等の野鳥から本病ウイルスが相次いで確認されており、家きん飼養農場への本病ウイルス侵入のリスクは引き続き非常に高い状況にあります。

### 国内の発生状況



# ・高病原性鳥インフルエンザを疑う症状

必ずしも全ての症状が見られるわけではないことに注意！



死亡羽数の増加（京都府提供）



鶏冠のチアノーゼ（宮崎県提供）

- ★ 突然の死亡（死亡率の急増）
- ★ 神経症状（沈うつ・し眠・振せん）
- ★ 顔面、肉冠、脚部の浮腫、出血、チアノーゼ
- ★ 産卵率低下、産卵停止
- ★ 下痢
- ★ 飼料摂取量、飲水量の低下
- ★ 呼吸器症状

農場への侵入防止対策の確認ならびに異常発見時の早期通報の徹底をお願いします。

- ★ 部外者の衛生管理区域への立入禁止
- ★ 野鳥など野生動物の侵入防止  
(防鳥ネットや鶏舎の破損状況を点検し、野生動物の侵入経路となる穴や隙間は塞ぐ)
- ★ 農場出入口及び鶏舎出入口での消毒徹底  
(消石灰の散布や消毒槽を設置する)
- ★ 毎日の健康観察の強化  
(死亡率の増加や異常を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください)



## 口蹄疫について

現在も、中国、モンゴル等のアジア諸国では継続的に口蹄疫の発生が確認されており、本病の侵入リスクは依然として高い状況です。

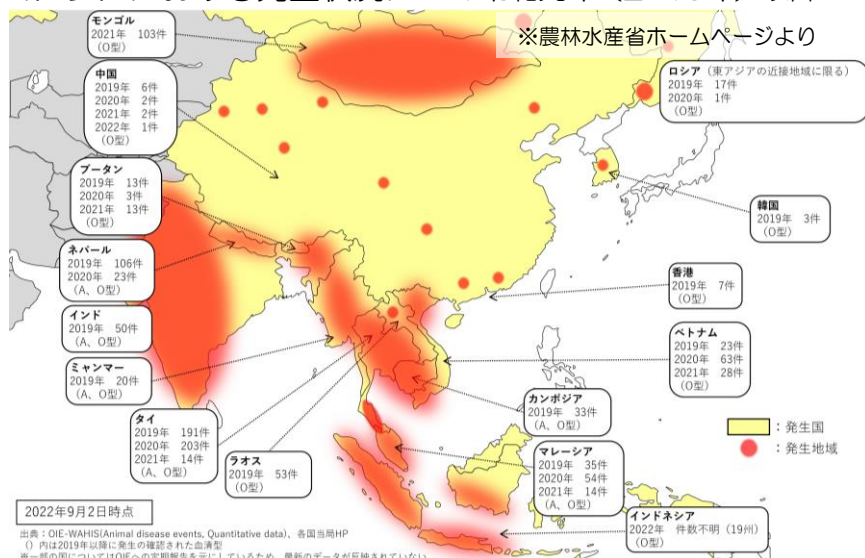
### <国内の過去の発生歴>

※平成10年（1998年）以降

発生年月	都道府県	畜種	戸数
平成12年 3～5月	宮崎県	牛	3戸
	北海道	牛	1戸
平成22年 4～7月	宮崎県	牛	209戸
		豚	86戸
		山羊	9戸
		羊	1戸

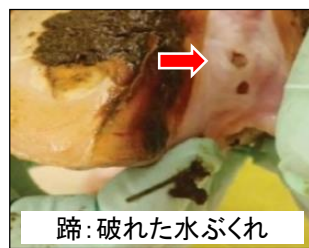
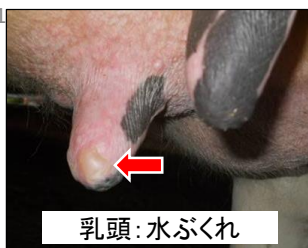
### <アジアにおける発生状況>

※令和元年（2019年）以降



特定症状発見時は  
速やかな通報を  
お願いします！

### <口蹄疫の症状>





# 豚熱・アフリカ豚熱について

## 豚熱について

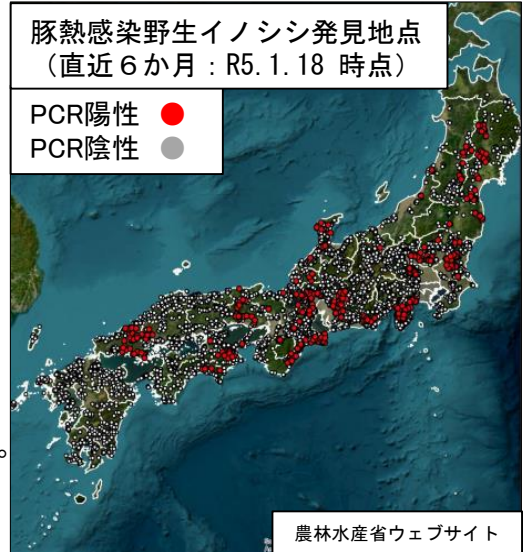
豚熱ウイルスによる豚やイノシシの病気（症状：発熱等）で、人には感染しないことが知られています。

国内では平成30年9月の発生以来、現在まで85事例の発生があり、北海道と九州を除く39都府県で飼養豚等にワクチンを接種しています。ペットのミニ豚も含めて、ワクチン接種地域からワクチン非接種地域への豚等の移動は制限されていますのでご注意願います。

また、本州では現在も感染野生イノシシが広い範囲で発見されています（右図）。引き続き、人や物の移動を介したウイルスの持ち込み防止にご協力をお願いします。

豚熱感染野生イノシシ発見地点  
(直近6か月：R5.1.18時点)

PCR陽性 ●  
PCR陰性 ●



農林水産省ウェブサイト

## アフリカ豚熱について

出典：OIE等

### ASFの発生状況

2022年12月6日時点

■ = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



農林水産省ウェブサイト

アフリカ豚熱ウイルスによる豚やイノシシの病気です。このウイルスは肉製品中で長期間感染性を保つため、人の移動に伴う食品残渣等の移動、飼養豚の移動、感染野生イノシシの移動等により、発生地域が拡大したと考えられています。

農場への侵入初期の発見は難しく、一旦侵入すると確実に農場内に広がるとされており、我が国としては、海外からの侵入に対する警戒を怠ることなく、発生とまん延の予防に努めることが重要です。



# 海外からの畜産物の日本への持ち込みについて



海外からハムやソーセージなどの肉製品を持ち込むことは海外悪性伝染病の侵入リスクを高めることとなります。

2019年4月22日より、海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応が厳格化され、肉製品等の畜産物を違法に持ち込んだ場合、300万円以下(法人の場合5,000万円以下)の罰金又は3年以下の懲役が科せられます。国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。

アフリカ豚熱や口蹄疫等の発生地域である中国、ベトナムなどからの肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。外国人技能実習生等を雇用している農場は母国からの国際郵便などによる豚肉製品等の畜産物を持ち込まないように御指導願います。



動物検疫所HPより



## 定期報告の提出について



家畜伝染病予防法第12条の4の規定により、家畜を飼養している所有者は、家畜の飼養頭羽数及び家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について、都道府県知事に年1回報告するよう義務付けられており、未提出や虚偽の報告は罰則の対象となります。

これらは、農場や地域に伝染病を侵入させないための取り組みの一環となりますので、御理解の上、忘れずに提出するようお願いいたします。

【対象家畜】牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、  
家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）  
※家畜、ペット問わず報告が必要です。

※提出方法や期日等については、農場所在の市町村又は所属する農業協同組合までお問い合わせください。

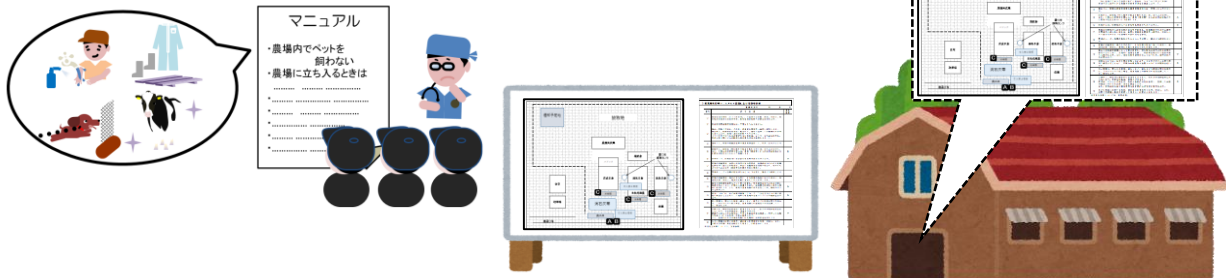


## 飼養衛生管理基準について



### 飼養衛生管理マニュアルを整備・共有していますか？

地域における伝染病のまん延防止のため、農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとするため、飼養衛生管理者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、従業者や外部事業者等に周知・遵守させることが定められています。作成したマニュアルは印刷し、掲示や配布等で従業員・立入者に周知し、農場の状況の変化や、獣医師の指摘等を踏まえて、更新し続けることが重要です。農場へ出入りする関係機関（市町村、農協、飼料会社等）の皆様は、各農場のマニュアルを確認し、遵守するようお願いいたします。



農林水産省のホームページに飼養衛生管理基準の詳細(ガイドブック等)が掲載されています。  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)



### 冬季の消毒について

冬期間は、低温等による消毒効果の低下で伝染病の侵入リスクが高まります。有効な消毒薬の選択や、消毒液が凍結しないよう、適切な取扱いが必要です。

＜冬季の消毒液の凍結対応例＞

1. 消石灰の使用
2. 凍結防止消毒薬の使用
3. 不凍液（ウォッシャー液）と消毒液の混合（1：1）による凍結防止

※ウォッシャー液は引火性があるため、取り扱いには十分注意してください。



消石灰の踏み込み  
消毒槽の設置



# 死亡牛のBSE検査について

死亡牛の届出及びBSE検査の受検は、牛海綿状脳症対策特別措置法及び家畜伝染病予防法で義務づけられています。検査対象牛が、適切かつ迅速にBSE検査を受検するために、牛の飼養者及び獣医師の皆様には、以下の内容についてご留意願います。

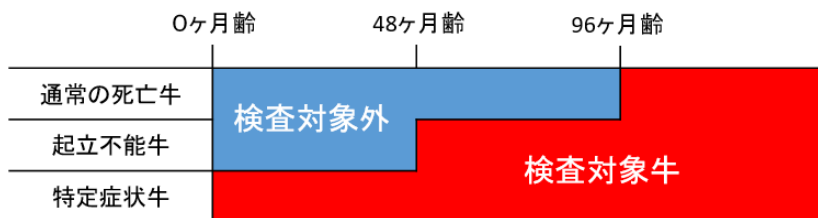
## 飼養者の皆様

- ◆ 飼養牛が死亡し獣医師の検案を受けた後は、回収業者へ連絡して速やかに死体を搬出してください。（回収が遅れると死体が腐敗し、BSE検査の採材が困難になります）

## 獣医師の皆様

- ◆ 死亡牛を検案したら速やかに家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

- ◆ 死亡獣畜処理指示書には、**要**（BSE検査対象牛）、**否**を正確に記入してください。



## 死亡(処分)牛検案における確認フローチャート

<STEP 1～特定症状牛その1～> 下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィラリア感染症 リステリア症 大脳皮質壊死症 脳炎 脳脊髄炎 髄膜炎 旋回病  
閉鎖神経麻痺 大腿神経麻痺 坐骨神経麻痺 脳腫瘍 脊髄腫瘍 末梢神経系腫瘍 下垂体腫瘍

NO!

YES!

<STEP 3～起立不能牛～> 下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 Mg欠乏症 乳熱 ダウナー症候群  
頸髄症 変形性脊椎症 脳軟化症 てんかん  
顔面神経麻痺 三叉神経麻痺 肩甲上神経麻痺 橈骨神経麻痺  
腓骨神経麻痺 脛骨神経麻痺 その他の末梢神経麻痺

NO!

YES!

<STEP 2～特定症状牛その2～> 特定症状(※)があった牛ですか？

NO!

YES!

<STEP 4～月齢確認～> 通常の死亡牛

<STEP 5～月齢確認～> 起立不能牛

以上 96ヶ月齢 未満

未満 48ヶ月齢 以上

**検査対象** (要)

**非検査対象** (否)

**検査対象** (要)

**検査対象** (要)

### ※特定症状

- ①治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
  - ・興奮しやすい
  - ・音、光、接触等に対する過敏な反応
  - ・群内序列の変化
  - ・搾乳時の持続的な蹴り
  - ・頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
  - ・扉、柵等の障害物におけるためらい
- ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。



# 令和4年次 監視伝染病発生状況



	畜種	病名	北海道		宗谷管内		
			戸数	頭数	戸数	頭数	
家畜伝染病	鶏	高病原性鳥インフルエンザ	4	5			
	だちょう		2	2			
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	5	約83万			
	だちょう		2	585			
	蜜蜂	腐蛆病	1	1 (群)			
	牛	ヨーネ病	244	997	8	15	
	めん羊		1	4			
山羊	4		18				
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	29	62			
		牛伝染性リンパ腫		255	707	31	39
			と場発生		385		30
		サルモネラ症	148	362			
		破傷風	7	7			
		気腫疽	1	2			
		牛伝染性鼻気管炎	1	4			
		牛丘疹性口炎	1	1			
		アカバネ病	1	1			
	ネオスポラ症	1	1				
	馬	馬鼻肺炎	16	24			
		馬パラチフス	3	15			
	豚	豚丹毒	6	37			
		豚流行性下痢	1	9			
		豚繁殖・呼吸障害症候群	1	7			
	山羊	山羊関節炎・脳炎	2	3			
	鶏	鶏伝染性気管支炎	1	4			
	蜜蜂	バロア症	20	498 (群)			
		チョーク病	23	173 (群)	1	50 (群)	
		ノゼマ症	1	8 (群)			

## 伝染病の発生予防及びまん延防止対策を！

### 【病原体を持ち込まない・持ち出さない】

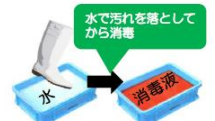
- 農場出入口における車両消毒や畜舎出入口における踏込消毒槽の設置による消毒の徹底

### 【病原体を増やさない】

- 飼槽や水槽等の定期的な清掃（残飼の除去）及び消毒
- 発熱や下痢等の異状を呈する牛の早期隔離と獣医師への相談



関係者以外の農場  
への立入を禁止



農場(畜舎)に出入りする  
際には、消毒を実施



## 令和4年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実績

令和4年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を次のとおり実施しました。  
 該当市町村の飼養者並びに関係機関の皆様には、円滑な検査の実施について御協力  
 いただき、ありがとうございました。

検査の種類	対象家畜	市町村	実施時期	検査頭群数	検査結果
牛のヨーネ病	乳用牛*1 肉用牛*2	幌延町	5～11月	90戸4,621頭	4戸6頭 患畜確認
		猿払村	10～11月	53戸4,204頭	全頭陰性
牛の伝達性海綿状脳症	死亡牛*3	管内一円	通年	584頭	全頭陰性
腐蛆病	蜜蜂	管内一円	8月	11戸 1,995群 (細密検査：703群)	全群陰性

\*1 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛

\*2 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛

\*3 通常の死亡牛（96か月齢以上）、起立不能牛（48か月齢以上）、特定臨床症状牛（全月齢）

（注意）牛の伝達性海綿状脳症の検査頭数は令和4年4月1日～令和4年12月31日までの集計。



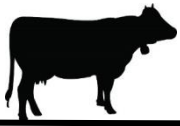
## 第70回家畜保健衛生業績発表会の報告

令和4年10月18日（火）に標記発表会が札幌市で開催されました。全道各  
 家保から計21題の発表が行われ、当所からは次の1題の発表を行いました。

### ◎日本最北地域における海外悪性伝染病の防疫対策の取り組み

（発表者：予防課 主査 竹花 妙恵）

海外悪性伝染病（口蹄疫（FMD）や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等）発生時の初動防疫の早急な対応体制を維持するための取り組み（過去のFMD防疫演習の実施状況、異常家畜確認の緊急立入時の画像転送システム実施試験、管内最大家さん飼養農場のHPAI防疫計画の精査及び防疫演習・検討会の開催、各市町村における防疫体制調査等）を説明。海外悪性伝染病の侵入に備えた関係機関との情報共有及び協力関係の維持、現状に沿った対応策の検討、課題解消、新システムの活用等、危機管理の実効性向上への取り組みの継続による、日本最北地域のさらなる防疫体制の強化・維持に努める。



# 畜肉や生乳への残留事故防止について



道内では畜肉中の破損注射針の残留や、生乳への抗菌性物質の残留事故が発生しています。これらの残留事故は、食の安全・安心に直結する問題です。

発生防止のため、次のことを徹底していただくようお願いします。

## 畜肉中への破損注射針残留防止

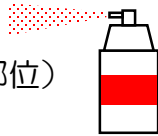
### 1 家畜に注射をするとき

- ・ 保定をしっかり
- ・ 曲がった針を使わない
- ・ 針が折れた場合は速やかに除去



### 2 針が残ってしまったとき

- ・ 注射部位にマーク
- ・ 記録を残す（いつ、個体、部位）



### 3 出荷するとき

- ・ 出荷先又は食肉検査衛生所に破損注射針残留の事実（または可能性）を伝える

## 生乳中への抗菌性物質残留防止

### 1 治療牛には複数のマーキングを！

- ・ 治療牛の見えやすい部位にスプレー
- ・ 肢や尻尾にテープを巻く  
…など、複数箇所に目立つように！

### 2 作業者同士で情報共有

- ・ 連絡帳やホワイトボードに記載
- ・ 内容：投薬牛、出荷制限期間など
- ・ 作業者全員がいつでも確認できるように

### 3 指示された用法・用量を守る

- ・ 処方した獣医師の指示をしっかり守る
- ・ 自己判断で他の牛に投与しない！

### 4 治療牛は全分房の生乳を廃棄

- ・ 一部の分房に抗菌剤を投薬した場合でも、全分房の生乳を廃棄



## 職員体制と緊急連絡先

### 宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長 疋田 瑞栄  
次長 梅澤 直孝

予防課			指導課	
予防課長	松田	きく	指導課長	村松 美笑子
主査（危機管理）	竹花	妙恵		
専門員	津坂	健晃		
獣医師	大塚	円花		
獣医師	三浦	祥		

【電話】 01634-2-2106（平日）、0162-33-2516（夜間・休日 宗谷総合振興局直通）

【FAX】 01634-2-4340

【E-mail】soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>